市・県民税の申告と所得税の確定申告

問 税務課（☎内線143）

令和５年度の市・県民税申告(令和４年分の所得)と、令和４年分の所得税の確定申告の受付が始まります。申告・相談は期間内にお出かけください。

※「市・県民税申告」と「確定申告」では受付期間・会場が異なります。お間違えのないようお出かけください。

申告にはマイナンバー（個人番号）および本人確認が必要です。

市・県民税申告

申告の準備はお早めに！

受付期間 ２月６日(月)～３月15日(水)　9：00～12：00、13：00～16：00
（土日祝を除く）

受付会場

地区	受付期間（土日祝を除く）	会　場	地区		受付期間（土日祝を除く）	会　場
蛭　川	２月６日(月)～２月８日(水)	蛭川総合事務所	坂　下		２月28日(火)～３月３日(金)	坂下総合事務所
坂　本	２月９日(木)～２月10日(金)	坂本事務所	川　上		３月３日(金)	川上総合事務所
神　坂	２月13日(月)	神坂事務所	福　岡		３月６日(月)～３月９日(木)	福岡総合保健福祉センター
山　口	２月14日(火)～２月15日(水)	山口公民館	付　知		３月10日(金)～３月15日(水)	付知公民館
苗　木	２月16日(木)	苗木交流センター	中津	西	３月10日(金)	市役所（4階大会議室）
阿　木	２月17日(金)～２月20日(月)	阿木交流センター		東	３月13日(月)	
加子母	２月21日(火)～２月24日(金)	加子母公民館		南	３月14日(火)	
落　合	２月27日(月)	落合公民館	市内全地区		３月15日(水)	

※混雑する場合があります。時間に余裕をもってお出かけください。
※会場では新型コロナウイルス感染症などの感染防止対策を行います。

申告が必要な方

令和５年１月１日現在、市内に住所を有し、所得税の確定申告が不要な方で、以下の要件に該当する方

①給与所得や公的年金などのほか、農業・営業・不動産などの所得がある方

②医療費控除や保険料控除、扶養控除などの各種控除を受けられる方

③令和４年中の公的年金などの収入額が400万円以下で、かつ、公的年金など以外の所得が20万円以下の方

＊上記③の場合や、給与所得や退職所得以外の所得が20万円以下の場合、確定申告の必要はありませんが、市・県民税申告は必要です。

＊各種補助金や給付金、支援金などの手続きで所得証明書や所得・課税証明書が必要な方は、所得がなくても市・県民税申告書の提出をおすすめします。

＊「住宅借入金控除の申告」や「土地・建物・株式の譲渡所得の申告」などの特殊な申告は、市では受付できない場合があります。税務署で申告をお願いします。

申告に必要なもの

ご準備がないと受付できませんので、必ずお持ちください。

①申告書（送付された方は必ず持参してください）

②本人確認書類（次のいずれかの提示が必要です。）

・マイナンバーカード（個人番号カード）

・個人番号通知カード（個人番号記載の住民票も可）と運転免許証などの身分証明書

※配偶者控除や扶養控除などを適用する際には、配偶者や被扶養者のマイナンバー（個人番号）の記載も必要となりますので、番号の確認をお願いします。

③給与・公的年金などの源泉徴収票（令和４年分）

④社会保険料控除証明書（国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の支払済通知ハガキや領収書、国民年金保険料の控除証明書、任意継続証明書など）

⑤生命保険料・地震保険料などの申告用払込証明書

⑥障害者控除を受けられる方は、障害者手帳や療育手帳、障害者控除対象者認定書
※要介護認定を受けられている方は、介護保険課または各総合事務所で認定書を発行しています。

⑦医療費控除を受けられる方は、医療費の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書
※領収書は各自で5年間保存してください。

⑧農業・営業・不動産などの所得がある方は、収支内訳書（作成してお待ちください）

⑨本人の口座番号がわかるもの（計算の結果、確定申告に変更する際に必要な場合があります。）

⑩その他申告に必要と思われる証明書、領収書など

＊代理人による提出の場合、委任状など本人の代理人であることがわかる書類および代理人の身分証明書と申告者本人の個人番号確認書類の写しが必要です。

＊郵送による提出の場合、マイナンバーカード（両面）もしくは個人番号通知カードと身分証明書の写しを同封してください。

所得税確定申告

問中津川税務署（☎66-1202）

確定申告は、自宅からスマホで！

令和４年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用した「ご自宅からのe-Tax申告」をぜひご利用ください。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・送信が可能です。

確定申告の相談は、チャットボットをご利用ください。

作成コーナー

税務署が開設する確定申告相談会場

開設期間 １月30日(月)～３月31日(金)　９：00～17：00（土日祝を除く）
※令和４年分の所得税の確定申告期間は２月16日(木)～３月15日(水)です。
※令和４年分の還付申告は税務署で申告相談を受け付けています。

開設場所 中津川税務署１階会議室（中津川合同庁舎）

入場には「入場整理券」が必要です

整理券は、確定申告会場での当日配付、またはLINEによるオンライン事前発行で入手できます。整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いする場合があります。配付状況は国税庁ホームページから確認できます。

LINE
友だち追加

会場では、基本的にご自身のスマホで申告していただきます

事前にマイナポータルアプリをインストールしてください。また、①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類、②スマホおよびマイナンバーカード※をご準備ください。

※マイナンバーカード発行時に設定した次のパスワードも必要です。

・署名用電子証明書（英数字６桁～16桁）・利用者証明用電子証明書（数字４桁）